

## 報告 1

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に關す  
る条例の件(第 100 号議案関係分)

## 「神戸市消防団条例」の一部改正について【概要】

### 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

### 2 改正内容

第6条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除。

第6条第2号の、「禁錮」を「禁錮」とする。

第6条第1号を削除したことにより、同条第2号を第1号、同条第3号を第2号、同条第4号を第3号とする。

第9条第5項中第3号を第2号に改める。

### 3 施行期日

令和元年12月14日

第 100 号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 27 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(消防団条例の一部改正)

第 6 条 神戸市消防団条例 (昭和 58 年 10 月条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 9 条第 5 項中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第 37 号) の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

神戸市消防団条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員と  
なることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終  
わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

(3) 略

(4) 略

(降任、免職、休職等)

第9条 略

2～4 略

5 消防団員は、第6条各号(第3号を除く。)のい  
ずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

(1) 禁錮

(2)

(3)

第2号